

就活ハラスメント防止基本方針

社会福祉法人奥州いさわ会障がい支援事業部門は、採用活動、実習、インターンシップ等の受け入れにおいて、すべての求職者や実習生等の尊厳を守り、健全かつ公正な環境を確保するため、以下の通り「就活ハラスメント防止基本方針」を定めます。

1. 基本理念

当法人の全職員は、求職者、インターンシップ生、実習生、ボランティア等（以下「求職者」という）が当法人での就職や実習を希望する大切な存在であることを強く自覚します。

ハラスメント行為は、個人の尊厳を不当に傷つけ、公正な採用・実習の機会を奪う決して許されない行為であり、当法人はこれを断固として排除します。

2. 適用範囲

本方針は当法人に勤務するすべての職員に適用されます。

3. 禁止されるハラスメント行為

当法人の職員は、求職者等に対して以下の行為を行ってはなりません。

- ・ 就活セクシャルハラスメント：交際相手の有無に関する質問、採用・実習評価を条件とした食事への誘い、不必要な身体的接触など、性的な関心や欲求に基づく言動。
- ・ 就活パワーハラスメント：優位な立場を利用した人格否定発言、技量を超えた過度な要求、他への応募を不当に制限する行為など、威圧的な言動。
- ・ 福祉現場特有の不適切言動：障がい福祉に対する価値観の強要や、「この業界に向いてない」といった根拠のない否定的な指導。

4. 職員の責務と取り組み

面接担当者および実習指導・現場担当者は、常に当法人の代表としての自覚を持ち、求職者等の尊厳を尊重した言動を心掛けます。

また、ハラスメントのリスクを排除するため、面接や個別指導は原則として密室を避け、複数名またはオープンなスペースで実施するよう努めます。

5. 相談窓口と実関係の調査

求職者等、および職員からの相談を受け付ける窓口を以下の通り設置します。

- ・ 相談窓口：相談支援センターコスモス

相談があった場合は、窓口担当者が速やかに客観的な事実関係の調査を行う。

6. 厳正な対処

事実調査の結果、就活ハラスメントの事実が確認された職員に対しては、就業規則に基づき、訓告、減給、出勤停止、懲戒解雇等の厳正な処分を行います。

7. 相談者の保護（不利益処分の禁止・秘密厳守）

- ・ ハラスメントの相談を行った求職者等、および調査に協力した職員に対し、採用の不採択や業務上の不利益な扱いをすることはありません。
- ・ 相談および調査に関わるすべての職員は、関係者のプライバシーや秘密を厳守します。

8. 周知・研修の実施

当法人は、本方針の内容を全職員に周知徹底するとともに、特に面接担当者や実習指導員にたいして、ハラスメント防止のための定期的な研修や情報共有を継続的に行います。

令和8年9月25日制定
社会福祉法人奥州いさわ会
障がい支援事業部門
理事長 藤田 春芳